

(案)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

「新しい火力電源入札の運用に係る指針」の改訂に関する建議について

小売電気料金の適正性を確保する観点から、一般電気事業者が入札により火力電源を調達しようとする場合の方法について「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を定めているところ、本年4月1日の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行により事業類型の見直しが行われたことや、これまでに行われた入札案件の結果、入札の競争性の向上などの課題が明らかとなってきたことを踏まえ、同指針についても改訂を行うことが必要です。

については、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」を別添の新旧対照表のとおり改訂することが、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。